

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 行政報告
 - 第5 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
 - 第6 同意第3号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
 - 第7 議案第32号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について (町長提出)
 - 第8 議案第33号 北方町南東部開発事業特別会計条例制定について (町長提出)
 - 第9 議案第34号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)
 - 第10 議案第35号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車） (町長提出)
 - 第11 議案第36号 平成28年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて
(町長提出)
 - 第12 議案第37号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについ
て (町長提出)
 - 第13 議案第38号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるにつ
いて (町長提出)
 - 第14 議案第39号 平成28年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(町長提出)
 - 第15 議案第40号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについて
(町長提出)
 - 第16 認定第1号 平成27年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
 - 第17 認定第2号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
 - 第18 認定第3号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
 - 第19 認定第4号 平成27年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
 - 第20 認定第5号 平成27年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

出席議員 (9名)

| | | | |
|-----|------|----|-------|
| 1番 | 村木俊文 | 2番 | 松野由文 |
| 3番 | 三浦元嗣 | 4番 | 杉本真由美 |
| 5番 | 安藤哲雄 | 6番 | 安藤巖 |
| 7番 | 鈴木浩之 | 8番 | 安藤浩孝 |
| 10番 | 井野勝巳 | | |

欠席議員 (なし)

欠員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|------|---------------------------|------|
| 町長 | 戸部哲哉 | 副町長 | 奥田克彦 |
| 教育長 | 名取康夫 | 総務課長 兼防災安全課長 | 奥村英人 |
| 税務課長 | 加藤章司 | 教育次長 | 有里弘幸 |
| 住民保険課長 | 臼井誠 | 福祉健康課長 | 林賢二 |
| 健康づくり担当課長 | 大塚誠代 | 都市環境課 技術調整監 兼上下水道課長 | 牛丸健 |
| 都市環境課長 | 山田潤 | 会計室長 | 堀口幸裕 |

職務のため出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 安藤ひとみ | 議会書記 | 山田彰紀 |
| 議会書記 | 堀創二郎 | | |

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

大分秋らしい日になってまいりました。きょうはまた議員の皆さんの全員の出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまから平成28年第5回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 安藤浩孝君及び1番 村木俊文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、西濃環境整備組合議会などの報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 6月定例会以後の報告をさせていただきます。

6月15日、7月20日、8月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

平成27年度の各会計の決算審査について、6月29日に上水道事業会計を、7月27日、28日に下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を、8月1日、2日、3日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計・下水道事業特別会計経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月19日、第2回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。

平成27年度決算について、歳入1,256万5,173円、歳出1,171万7,581円と、差し引き84万7,592円を平成28年度へ繰り越し、原案のとおり認定されました。

また、10月に開催される定期総会の運営などについて決定されました。

西濃環境整備組合議会についてであります。

8月9日、第2回定例会が開催されました。

副議長の選挙後、議案第5号 行政不服審査会条例の制定について、議案第6号 屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号 平成28年度組合一般会計補正予算（第1号）を定めるについて、認定第1号 平成27年度組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入30億4,024万2,686円、歳出29億6,653万8,609円、差し引き7,370万4,077円のうち7,270万4,000円を基金に繰り入れられました。

次に、6月30日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会が岐阜グランドホテルで開催されました。

平成27年度決算について、収入総額332万5,731円、支出総額77万3,928円、差し引き255万1,803円を平成28年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成28年度予算については、収入・支出それぞれ327万1,000円で、前年比較5万5,000円の減となっています。北方町の負担金は1万6,000円で原案のとおり承認されました。

なお、西回り区間の一日も早い全線開通のため、事業費の確保と強力な推進を図ることなどの要望が決議されました。

8月3日、国道157号整備促進期成同盟会定期総会が大野市役所で開催されました。

平成27年度決算について、収入総額64万7,343円、支出総額6万3,969円、差し引き58万3,374円を平成28年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成28年度予算については、収入・支出それぞれ69万4,000円で、前年比較4万6,000円の増となっています。北方町の負担金は1万1,000円で原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として、施工中の工区の事業促進並びに長嶺から温見峠を経て熊河に至る区間の抜本的な改良事業の早期着工などが決議されました。

次に、配付物の関係であります。

福祉・保育人材確保対策に関する陳情の写しを配付しておきました。

以上、報告いたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 続きまして、議員派遣の結果を報告いたします。

1件目は、7月12日から14日までの3日間、福岡県宗像市へ地域振興事業を実施する道の駅、長崎県佐世保市へ地域包括ケアの進め方、同じく長崎市へ非核平和都市宣言のまち北方町として議員6名が視察を行いました。

副議長より報告を求めます。

鈴木浩之君。

○副議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、議長の命によりまして、過ぐる7月に行いました議員派遣の報告をさせていただきます。

まず初めに、皆様に配付してあります28年8月25日付の報告書をまとめたものを私のほうから述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

平成28年7月12日から14日まで視察研修を行ったので、調査の経過を次のとおり報告いたします。

調査の地域は、福岡県宗像市、長崎県佐世保市、長崎市原爆資料館等の視察研修であります。

初日の宗像市は、北九州市と福岡市の両政令指定都市の中間に位置し、市内を東西に横断するJR鹿児島本線や国道495号により、二大都市への交通アクセスが充実しています。急激な都市化が進み、10年間で人口は2,000人増加して9万6,650人となり、現在も減少することなく維持しています。

「道の駅むなかた」は平成20年3月に完成した公設民営の施設で、敷地面積は1万3,691平米、うち2,026平米が物産直売所、レストラン、情報提供施設、別館となっています。別館は、多目的室、展望デッキ、授乳室、宗像産の米を原料に米粉パン専門店が入っていました。

平成15年に宗像市と玄海町の合併協議の中で、農業協同組合、漁業協同組合や観光協会は乗り気ではなかった道の駅を、市長や担当者の強い思いにより、合併特例債を利用して総工費6億5,000万円で建設され、目標を来館者50万人、売り上げ7億5,000万円としたところ、当初の平成20年度では来館者63万人、売り上げ12億8,000万円、その後、毎年の売上高は右肩上がりとなり、平成27年度では来館者78万人、売り上げ18億2,000万円となっています。館長はスーパーマーケットの店長経験者であり、100人の応募者の中から選ばれ、臨時の雇用者数も当初の37人から現在は53人に増員されています。

また、宗像市からの提案で、農業協同組合、商工会、漁業協同組合、観光協会の4団体が100万円ずつ出資して、平成19年に設立された「株式会社まちづくり宗像」が運営してきましたが、売り上げ等の成功を受け、平成25年に宗像市も100万円の出資を行い、会社名を「株式会社道の駅むなかた」に改めました。会社は、1年間に家賃として2,070万円、利益の3割を宗像市に払っています。

観光会社等へのPRはしていないが、品ぞろえのよさや新鮮さが口コミとなり、マスコミに取り上げられ、来場者や売り上げが伸び続けています。地域外からの来場者は87%に達しており、道の駅がまちの活性化につながっていることは注目すべきことでもあります。今後も来場者の増加が見込まれ、課題は、休日に駐車場が足りないため、駐車場の増設と、購買者の80%が50歳代以上であることから、若い世代向けの公園・広場や遊具の設置等、周辺施設の充実を図るよう宗像市に要望しています。

道の駅の物産直売所における農水産物や加工品の販売は宗像市産に限定し、出品審査委員会で審査しています。当初300人だった出品者も、現在は600人にふえています。売り上げの12%と、冷蔵庫利用の場合はプラス2%を手数料として支払うことが決められています。

商工会が認定する宗像市の特産品をブランド化する特産品良質化計画「むなかた季良里」がスタートし、認定数は80点ほどとなっております。市長が商品開発や地域産業の振興に熱心であり、商品の宗像ブランド化のため、会社では今年度500万円の研究費を計上し、取り組んでいます。また、下関市場の天然トラフグの約37%は鐘崎漁港で水揚げされ、唐津のイカも宗像市から出荷されており、宗像のブランド化を考えております。

旬の食材を使用したいちご祭り、さぎえまつり、行政と協力した釣川河口での花火大会、別館でのコンサート等も開催されています。観光協会は、他の自治体の観光協会や道の駅との交流を行い、イベントを開催して、交流人口の増加を図っています。

レストランでは、宗像地域の特徴を生かしたメニューが提供され、「おふくろ食堂はまゆう」は、室内52席、屋外28席が設けられ、カフェテリア方式にして、素朴な手づくりのおふくろの味が人気を呼んでいる。地元主婦のパート雇用にもつながり、働く場の確保になっています。

観光情報コーナーは、地域の観光やグルメ、宿泊情報等を提供し、ホームページや「道の駅むなかた」季刊誌「My道」を発行しています。

道路利用者の憩いの場として癒やしの空間を提供し、道の駅は全国白砂青松100選に選ばれた樹齢200年以上の黒松並木が5キロにわたって続く「さつき松原」と隣接し、そばを流れる釣川河口から玄界灘が一望できるロケーションとなっております。

研修2日目の佐世保市は、人口26万100人、そのうち65歳以上の人口は7万3,000人であり、高齢化率は28.1%であります。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの運営を民間に委託し、支え合い地域づくりのため、サロン活動の充実を図る等の取り組みを推進しています。

一般社団法人地域ケア総合研究所の所長である竹重俊文先生が主催した地域包括ケアの進め方セミナーにおいて、講師を務められたのが佐世保市清水地域包括支援センターの所長であったため、この包括支援センターにおける地域包括ケアシステムの構築について研修をいたしました。

なお、北方町も多職種連絡協議会やシンポジウムにおいて竹重先生を講師に招き、地域包括ケアシステムを具体的に進める方向性について協議をしています。

佐世保市は、平成25年4月から地域包括支援センターの運営を民間に委託し、市内を9地区に分け、うち1つを社会福祉法人佐世保白寿会が受託して清水地域包括支援センターを運営している。ここでは約8,300人の高齢者が対象となっております。

この佐世保白寿会が地域のサロンづくりをサポートして、月1回のサロンから週1回のサロンへの働きかけをしています。これは、月1回では地域の支え合いに至らなく、健康維持にもつながらないことから、28年度から週1回のサロンを20カ所に広げ、高知市が開発したおもりを使った筋力運動のいきいき百歳体操を取り入れています。私たちもいきいき百歳体操を体験した上

で、北方町も健康づくりのために取り組むべきであると実感をいたしました。

この体操は、米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムで、椅子に腰をかけ、準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動を行うもので、調整可能なおもりを手首や足首に巻きつけてゆっくり手足を動かす運動である。約30分ほどですが、効果が実証され、最初は月1回から始めていたが、住民のやる気で28年から週1回にふやしています。

この俵ヶ浦サロンでは20人ほど参加しており、半分の10人を支える側として養成することができれば、20カ所あるサロンで200人のサポーターの養成ができるという具体的な数字により、包括支援センターでの要支援者800人のうち200人を地域で支える側になれると考え、このためには支え合い協議体の設置や生活支援コーディネーターの役割が重要であり、地域全体で支え合う仕組みづくりが大切であると捉えています。

包括支援センターの民間委託先である佐世保白寿会は意欲的に勉強され、地域ケア会議に医師、介護事業所、社協等の多職種を巻き込んで運営をしています。

地域支援事業と指定介護事業を分けることにより、いろいろな事業を進めることができるメリットがあり、所管の佐世保市役所長寿社会課の課長補佐からも、委託に伴うデメリットは少ないとの説明でありました。

また、佐世保市は認知症サポーター養成講座を同じく佐世保白寿会に委託し、積極的な養成講座を開催しています。平成27年度の受講者は2,300人を数え、受講したボランティア団体はサロン活動にも参加されています。行方不明高齢者への取り組みとして、ワッペンや靴用反射テープ等、徘徊グッズも配付しています。

3日目は、非核平和都市宣言のまち北方町として、長崎市平和の像の広場におき、黙祷と平和祈願を行った後、追悼平和祈念館において被爆体験者の講話を拝聴いたしました。講話者は築城昭平さん、89歳。当時18歳で長崎師範学校在学中に軍需工場へ学徒動員され、爆心地から1.8キロメートル離れた学校の寮で睡眠中に被爆し、全身にやけどを負われた方です。被爆者の方は平均年齢が80歳を超えたことから、被爆体験講話を聞くことが難しくなっており、貴重な話を聞き、改めて戦争の悲惨さと平和のとうとさを感じることができました。

その後、長崎原爆資料館において、原寸大の核爆弾の模型や高温で焼き焦げた子供や衣服の写真、痛々しいケロイド写真等、目を覆いたくなる光景に、改めて原爆の恐ろしさを知ることができた視察研修となりました。北方中学校の修学旅行の中に同地区を訪れる平和学習を平成23年から位置づけており、今後も継続していくことが大切であると考えております。

最後に、平成25年8月に北方町で被爆体験講話をしていただきました長崎原爆青年乙女の会事務局長の小峰秀孝さんが、お元気に語り部活動を続けられていることも伺うことができました。

この研修後、8月25日に研修報告会を開催し、町に対し、次の2項目について提言いたしました。

1. 宗像市の「道の駅むなかた」は、市長、担当者の方々が熱意を持って事業を進められており、北方町の南東部開発においても、町長、担当部局は、宗像市の手法も参考にして情熱を持っ

て取り組んでいただきたい。

2. 佐世保市俵ヶ浦地区で体験したいいき百歳体操の取り組みは、健康維持と地域の支え合いの推進に有効な手法の一つであると考えてるので、北方町の現状に合わせたプログラムとしてぜひとも取り入れていただき、その上で地域包括ケアシステム構築に向けて、さらに推進をしていただきたい。

以上、視察研修の報告といたします。代表、鈴木浩之。

○議長（井野勝巳君） 2件目は、5月16日から20日までの5日間、全国市町村国際文化研究所主催の市町村議会議員研修に松野議員が参加をされました。

松野議員より報告を求めます。

松野由文君。

○2番（松野由文君） それでは、平成28年に議員研修を受けましたので、議長の命により、議員研修報告をさせていただきます。

皆様のお手元に報告書が配付されておと思いますが、それを読ませていただきます。

平成28年5月16日から20日まで、全国市町村国際文化研修所において開催されました平成28年度市町村議会議員研修（5日間コース）新人議員のための地方自治基本コースに参加しましたので、報告をいたします。

開催場所は、全国市町村国際文化研修所、滋賀県大津市であります。

参加者は、北海道から沖縄までの市町村議員59名でございました。

研修期間は、平成28年5月16日から20日までであります。

1日目は、開校式と交流会がございました。条例演習が予定されているため、全体を8班に分けられていました。私は1班に所属しました。ほぼ同規模な町村の議員から成る班でございました。

2日目、午前中は「地方自治制度の基本について」と題し、大杉覚教授より、地方自治の本旨と現在行われている地方分権改革について講義を受けました。

午後は「地方議会制度と地方議会改革の課題について」と題し、江藤俊昭教授より、国政とは異なる地方政治の仕組み、二元代表制での首長と議会の役割や議会基本条例の意義などについて講義を受けました。

3日目、午前と午後の2回に分け、「地方議会と自治体財政」と題し、吉田悦教教授より、予算制度、予算（議案書）、決算、歳入・歳出、財政診断など、予算に係る講義を受けました。

4日目、午前中は「地方議員と政策法務」と題し、荒井崇教授より、政策法務の意義や自治体における法務、また今なぜ政策法務か、地方分権改革が進められる中での政策法務と条例作成について講義を受けました。

午後は、午前中の講義を受けて、各班に分かれて班ごとに議会基本条例を作成しました。その後、各班別に発表し、意見交換がありました。

5日目、午前中、「分権時代の地方議会（議員）に期待されていること」と題し、山下茂教授

より、分権時代の地方自治体と議会はどうあるべきか、また海外の地方議会の実情などを踏まえ、日本の議会はどうあるべきか講義を受けました。

講義終了後、閉校式が行われ、修了証書をいただき、無事に研修を終えました。

研修の感想。

5日間という長期の研修でしたが、議員としての最低限の知識を学ぶことができたのではないかと考えます。3日目の自治体財政の講義は1日かけて行われましたが、研修を終えた今もテキストを見ながら悪戦苦闘をしています。この研修の中で、全ての講師である先生方が、地方分権改革が進められている中で、今が議会改革のチャンスではないか、その議会改革の起点となるのが議会基本条例ではないかとお話しされていたことがとても印象的でした。

北方町には、平成22年4月に制定された立派な北方町議会基本条例があります。講義の中に幾度となく出てくる文言が全て書かれております。講義で参照された栗山町、福島町、川崎市、田川市、四日市市などと比べても遜色ないものです。ただ、それが現在有効に活用されているかと考えますと、どうでしょうか。これからの北方町議会は、もっと北方町議会基本条例を使いこなして、新しい議会をつくっていかねばいけないのではないのでしょうか。

公費を出していただき、5日間の研修に参加できたことに大変感謝を申し上げると同時に、これからも北方町議会議員に恥じない行動と研さんをしていきたいと思えます。

これで報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

私からは3点御報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

1点目は、岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会の報告であります。

議案審議の前に議長選挙が行われ、指名推選により杉山利夫岐阜市議会議長が議長に選出をされました。

その後、議案審議が行われ、議案4件が提出されました。

1件目は、議案第15号 平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億3,809万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,408億6,684万3,000円とするものであります。

簡単に主な内訳を申し上げます。

まず、歳入についてであります。

市町村支出金、これは市町村の負担金であります、そのうち療養給付費の負担分の過年度分

が返戻をされた金額3億5,158万4,000円であります。国庫支出金では、国庫負担金、高額医療費負担金の2過年度分5,560万1,000円、国庫補助金が506万8,000円減額で、それから県支出金、これも市町村支出金と同様で、県の負担金のうち療養給付費の負担金、高額医療費負担金2過年度分の返戻分が2億2,472万6,000円であります。繰越金が39億1,124万8,000円でありました。

歳出につきましては、補正額のほぼ全額、45億4,261万1,000円が償還金に充てられています。

この償還金の内訳は、療養給付費市町村負担金3億7,493万1,000円、療養給付費国庫負担金34億8,282万6,000円、後期高齢者交付金5億6,426万6,000円、健康診査事業費補助金515万2,000円、保険者機能強化事業費補助金69万1,000円、後期高齢者医療災害臨時特例補助金27万8,000円、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金5,487万8,000円、特別調整交付金897万8,000円、保険事業費市町村負担金5,061万1,000円の精算による償還金であります。

次の議案第16号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条ずれを修正するための改正で、「番号法第28条」を「番号法第29条」に改めるものであります。

次の議案第17号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするもので、1点目に義務教育学校の前期課程の追加で、学校教育法の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことによるものであります。

2点目に、「各事業を利用する子を出迎えるため赴き、または見送るため赴く」の規定の追加で、国家公務員の規定と整合性をとるために改正されるものであります。

次の議案第18号は、平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

まずは、一般会計から御報告申し上げたいと思います。

収支につきましては、歳入総額が2億5,027万2,483円に対しまして、歳出総額が2億2,453万9,470円でありますから、差し引き残高は2,573万3,013円であります。

主な歳入は、市町村が負担をする分担金及び負担金で2億1,741万7,980円で、収入の99.3%の構成比となっております。

歳出は、総務費、人件費であります。歳出総額2億2,453万9,570円の99.3%、2億2,306万3,209円となっており、前年度に比較して548万9,773円増額しております。

また、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、2,420億5,081万9,902円の収入総額に対しまして、歳出総額が2,334億853万7,920円で、実質収支は86億4,228万1,982円となったところであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金が935億8,834万1,000円で、この金額が後期高齢者交付金

でありまして、歳入総額の38.7%を占めています。国庫支出金794億7,729万7,765円、32.8%であります。県支出金が186億5,522万4,356円、7.7%となっております。市町村の支出金は387億5,200万1,956円で16%の構成比となっております。

歳出につきましては、大半が保険給付費で、2,260億7,808万7,252円となっており、歳出総額の96.9%を占めております。

また、本年度は、後期高齢者医療特別会計から4万8,372円が積み立てられ、同会計へ2億9,653万530円が繰り出されました。積み立ての4万8,372円は全て基金利子であります。

繰り出された2億9,653万530円の内訳は、前年度予算の出納整理期間中の執行分953万4,946円及び本年度予算分2億8,704万3,956円であります。

なお、本年度をもって後期高齢者医療制度臨時特例基金は廃止となりました。

以上、全議案につきまして、全会一致で議決されました旨、御報告を申し上げます。

2点目は、財政健全化に関する報告であります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項により、本町における平成27年度の実質収支比率及び実質赤字比率について御報告をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただいております監査委員による財政健全化審査意見書でも明らかなおおり、一般会計、特別会計ともに黒字でありますので、算定されないことになっております。

また、実質公債費比率につきましては11.2%、将来負担比率につきましては56.4%という数字になっております。したがって、いずれの数値も早期健全化基準及び財政再生基準に定められております数値以内でありますので、財政の健全化は維持されているということを御報告させていただきます。

次に、同法第22条によります公営企業の健全化を見る資金不足比率についてであります。上水道企業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が発生しておりませんので、算定されておりません。すなわち、経営健全化基準値以内であることを御報告申し上げたいと思います。

3点目は、平成27年度北方町一般会計継続費精算の報告、報告第2号であります。

本報告につきましては、平成26年度から平成27年度までの2カ年を設定期間として、平成26年度に設定をいたしました本町の新庁舎建設事業に係る継続費につきまして、平成27年度をもって継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告書を調整し、議会に御報告するものであります。

継続費の年割額は、平成26年度が7億8,360万円、平成27年度が12億400万円で、2カ年の総額は19億8,400万円となっております。

なお、平成26年度の年割額のうち、当該年度内の支出済額7億4,702万4,120円を除いた残額3,657万5,880円を、当該年度内に支出が終わらなかった経費として平成27年度に逡次繰り越して使用しております。これにより、設定期間内の支出総額は18億9,871万7,760円となり、年割額と支出済額との差は8,528万2,240円となっております。

以上、平成27年度北方町一般会計継続費精算の御報告とさせていただきます。よろしくお願

を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 同意第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年10月23日に任期満了となる奥田明仁氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

同氏は、_____生まれで、53歳であります。現在は本巢郡北方町_____にお住まいで、昭和57年3月に岐阜県立岐陽高等学校を卒業後に家業の株式会社オクアキに入社され、現在は同社の系列であります日本開発株式会社の専務取締役として御活躍中であります。

この4年間、教育に対する熱い情熱を持って教育委員の職務を遂行していただきました。豊富な経験を持つ奥田明仁氏に引き続き教育委員を務めていただくことは、本町の教育行政のさらなる発展につながるものと確信をしているところであります。

人格高潔、教育文化に関して幅広い視点から引き続き御活躍をいただきたく、議会の同意を求めます。

なお、今回の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い、教育委員の任期がそれぞれ異なるようにする必要があるので、また調整期間をできるだけ短期間とするために、平成28年10月24日から平成29年10月23日までの1年間としております。

最適任者であります奥田明仁氏の任命につきまして、同意をいただきますようお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） では、質疑を行います。

ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから同意第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6 同意第3号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第3号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年10月23日に任期満了となる小椋由里氏から任期満了をもって退職したい旨の申し出があり、これを受理し、後任として安田和夫氏を任命することといたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

同氏は、_____生まれで、59歳であります。お住まいは大垣市_____であります。昭和54年、岐阜大学教育学部を卒業され、大垣市立南中学校の教員となられた後、養老町立広幡小学校教頭、岐阜市立岐阜特別支援学校校長、県教育委員会特別支援教育課課長を経て、現在は岐阜聖徳学園大学教育学部の教授を務める傍ら、岐阜県の特別支援教育の第一人者として御活躍中であります。

当町におきましても、発達障害があつたり、集団になじめなかつたりする児童・生徒への対応は重要課題となっております。新たに、特別支援教育について見識の深い専門家として、教育委員として務めていただくことは、本町の教育行政のさらなる発展につながるものと確信をしているところであります。

また、人柄、識見、指導力等で多くの方々の信頼を得られており、北方町の特別支援教育についても、保護者の会や学校などつながりも深く、まさに最適任者であります。安田和夫氏の任命につきまして、御同意をいただきますようお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

質疑どうぞ。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから同意第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第32号から日程第20 認定第5号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第32号から日程第20、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第32号から順次提案説明をさせていただきたいと思えます。

議案第32号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

庁舎の移転によりまして、防災行政無線施設の本局部の住所を北方町長谷川1丁目1番地としたことで、防災行政無線施設の本局部、受信局の設置場所に係る住所表記の変更が伴うことによりまして、本条例を改正し、制定しようとするものであります。

続きまして、議案第33号 北方町南東部開発事業特別会計条例制定についてであります。

南東部の開発許可申請の進展により、南東部開発事業の着手に当たりましては、特別会計を設置し、南東部開発事業の円滑な運営と経理の適正化を図る必要があります。そのため、本条例を新規に制定しようとするものであります。

続きまして、議案第34号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の公布により、法律の条ずれを修正するための改正で、施行令「第2条の4第4項」を施行令「第2条の4第7項」に、施行令「第2条の4第5項」を施行令「第2条の4第8項」に改めるものであります。

続きまして、議案第35号であります。物品売買契約についてであります。

芝原地区消防団に配備してあります小型動力ポンプつき積載車の買いかえに当たりまして売買契約を締結いたしたいので、地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり物品売買契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

議決の内容につきまして説明をさせていただきますと、契約の方法として指名競争入札を採用いたしました。契約の金額は1,058万4,000円であります。納期は、本契約締結の日から平成29年2月28日までに納入することとしております。契約の相手方につきましては、岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔と契約しようとするものであります。

続きまして、議案第36号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ2,988万8,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,239万4,000円とするものであります。なお、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表に記入をさせていただいたとおりであります。

歳入につきまして主なものは、地方交付税を7,812万1,000円増額して12億4,812万1,000円とします。

国庫補助金では、地方創生推進交付金、官民連携基盤整備推進調査委託料で1,500万円、まちづくり活動助成金が150万円で、合わせて1,650万円を減額し、新たに地方創生加速化交付金3,290万円を増額させていただくことで、差し引き1,640万円の増額をさせていただきます。

また、繰越金で6,099万2,000円の減額、諸収入では過年度事業負担金を1,062万3,000円増額させていただきます。

次に、主な歳出であります。

民生費の社会福祉費のうち、自立支援給付費等国県負担金と福祉医療費県補助金、臨時福祉給付金補助金の過年度返還金が1,221万3,000円、児童福祉費、病児保育事業普及促進費補助金400万円、衛生費の予防費の予防接種委託料でB型肝炎を新たに加え317万9,000円、労働費の働く婦人の家、宮東ふれあいセンター費は、嘱託員から臨時職員に雇用形態を変更したことによる差額138万1,000円を減額、教育費では、社会教育の文化財保護費16万8,000円は、円鏡寺のクロガネモチ保護工事費の補助金としてそれぞれ計上させていただきました。

土木費では、都市計画総務費、官民連携基盤整備推進調査委託料300万円、下水道事業特別会計繰出金243万円、南東部開発事業特別会計繰出金119万9,000円とし、4億3,846万9,000円に662万9,000円を追加して4億4,509万8,000円とさせていただいたところであります。

続きまして、議案第37号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ2,125万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,338万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、療養給付費等交付金現年度分見込み額の見直しにより、退職療養給付費で1,560万円、退職高額療養費で565万円をそれぞれ歳入歳出に追加するものであります。

続きまして、議案第38号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ46万3,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,764万4,000円とするものであります。この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保険事業費負担金の27年度分の精算金として一旦受け入れた償還金を北方町の一般会計に償還するものであります。

続きまして、議案第39号であります。平成28年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ1,286万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,790万2,000円とするものであります。

主な歳入は、一般会計からの繰入金243万円、前年度繰越金1,043万円で、歳出は、款1 総務費、総務管理費の業務委託料、下水道事業経営戦略策定委託料486万円であります。

款2 下水道費、項1 公共下水道費で、高屋西部区画整理地内の管渠工事160メートルの追加費用800万円であります。

続きまして、議案第40号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについてであります。

北方町南東部開発事業特別会計予算の歳入歳出総額をそれぞれ11億3,470万円を計上させていただきました。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金119万9,000円、開発事業債11億3,350万円であります。なお、地方債の詳細につきましては、第2表に記入をさせていただきました。

主な歳出は、南東部の開発費であります。土地購入費に10億7,219万2,000円、開発業務委託料5,111万6,000円、物件損失補償費650万円、登記手数料等で337万円、利息を50万円計上させていただきました。

次に、認定第1号であります。平成27年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額76億8,710万6,000円に対しまして、歳出総額は72億6,857万5,000円であります。その差引額は4億1,853万1,000円になっております。なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源4,938万2,000円を控除した額、3億6,914万9,000円となっております。

また、財政分析指標の主なものとしては、経常収支比率は、分母となる経常一般財源収入額が地方消費税交付金の増により前年度よりふえたことで88.4%となっており、前年度から1.2ポイント低くなっております。また、公債費負担比率は10.7%で、前年度比1.7ポイント低く、財政力指数は0.627と前年度比0.008ポイント高くなっております。

次に、認定第2号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額26億9,620万円に対しまして、歳出総額は24億7,646万1,000円であります。その差引額は全額が実質収支額となっており、2億1,973万9,000円であります。そのうち、規定により2,000万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの1億9,973万9,000円を翌年度に繰り越すことといたしております。

次に、認定第3号 平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額1億7,114万4,156円に対しまして、歳出総額は1億6,659万2,956円あります。その差引額は455万1,200円となっております。実質収支額も同額であり、したがって、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

次に、認定第4号 平成27年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度北方町下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億3,079万

9,500円に対しまして、歳出総額は7億2,500万4,443円であります。その差引額は2,829万5,057円になっております。これにより実質収支額も同額でありますので、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

次に、認定第5号 平成27年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益総額は1億7,828万4,809円に対しまして、支出の水道事業費用の総額は1億4,149万1,386円となりました。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入総額が2,930万9,796円に対して、支出の資本的支出の総額は8,168万4,809円で、その不足額5,237万5,013円は、過年度分損益勘定留保資金として3,403万8,671円を、当年度分損益勘定留保資金1,613万4,638円、当期の消費税・地方消費税資本的収支調整額220万1,704円で補填させていただいております。

損益計算書につきましては、決算数値では本業の利益であります営業利益3,165万7,451円で、当期純利益が3,455万8,679円。したがって、未処分利益は2億938万4,917円であります。

余剰金処分案は決算書6ページに表記のとおりで、減債積立金200万円と建設改良積立金2,000万円を処分いたしております。繰越剰余金は1億8,738万4,917円となったところであります。

あわせて御承認をいただきますようお願いをいたします。

以上、一括での御提案をさせていただきました。慎重審議の上、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日9月15日から19日まで5日間を休会することとし、本日はこれで散会をしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日9月15日から19日までの5日間を休会することとし、本日はこれで解散することに決定をいたしました。

第2日目は20日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時38分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年9月14日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員